

○金融庁告示第三十三号

チユーリツヒ・インシュアランス・カンパニー
より保険業法（平成七年法律第百五号）第二百九
条第二号の規定による届出（同法第百八十七条第
一項第一号に定める外国保険会社等の商号の変
更）があったので、同法第百八十九条の規定に基
づき、次のとおり告示する。

平成二十一年六月二十三日

金融庁長官 佐藤 隆文

外国保険会社等の
商号
チユーリツヒ・インシュアラ
ンス・カンパニー・リミテッ
ド